

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和7年3月25日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県総合教育センターの組織改正をすることに伴い、規定を整備する必要があるからである。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正の概要

1 改正の理由

愛知県総合教育センターについて、研修事業を始めとした各事業の効率化及び組織の機能向上を図ることを目的として、組織改正をする。

2 主な改正の内容

- (1) 各部を各課に改める。
- (2) 各部で行っていた情報教育に関する業務を、「総務企画課企画情報推進室」に一元化する。

3 施行期日

令和7年4月1日

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和四十五年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部を」を「課を」に、「各部」を「総務企画課及び学校支援研究課」に改め、「課」を削り、同項の表を次のように改める。

総務企画課	総務企画情報推進室
学校支援研究課	農業教育共同実習所
学校支援研修課	
子ども支援課	

第二条第二項中「各部」を「各課」に改め、同項総務部の分掌事務中「総務部」を「総務企画課」に改め、同分掌事務第五号中「部」を「課」に改め、同号を同分掌事務第七号とし、同分掌事務第四号の次に次の二号を加える。

五 情報システムの管理及び運営に関すること。

六 情報教育の研究及び研修に関すること。

第二条第二項研究部の分掌事務中「研究部」を「学校支援研究課」に改め、同分掌事務中第三号を削り、第四号を第三号とし、同分掌事務に次の二号を加える。

四 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

五 農業教育の研究及び研修に関すること。

第二条第二項研修部の分掌事務中「研修部」を「学校支援研修課」に改め、同分掌事務第二号中「研究部及び相談部」を「他の課」に改め、同分掌事務第三号を削り、同項相談部の分掌事務中「相談部」を「子ども支援課」に改め、同分掌事務第二号中「教育相談」の下に「及び特別支援教育」を加え、同条第三項中「総務部の各課」を「総務企画課の各室」に改め、同項庶務課の分掌事務中「庶務課」を「総務室」に改め、同分掌事務第四号中「部及び課」を「課及び室」に改め、同号を同分掌事務第六号とし、同分掌事務第三号の次に次の二号を加える。

四 土地、建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。

五 学校事務職員等の研修に関すること。

第二条第三項企画管理課の分掌事務中「企画管理課」を「企画情報推進室」に改め、同分掌事務第三号及び第四号を次のように改める。

三 大学との連携に関すること。

四 情報システムの管理及び運営に関すること。

第二条第三項企画管理課の分掌事務に次の一号を加える。

五 情報教育の研究及び研修に関すること。

第二条第四項を次のように改める。

4 学校支援研究課の農業教育共同実習所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

二 農業教育の研究及び研修に関すること。

第二条第五項及び第六項を削る。

第四条の表中

部	部長	事務職員	上司の命を受け、部の事務を掌理する。
課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
室	室長	事務職員	上司の命を受け、室の事務を掌理する。

を

課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
室	室長	事務職員	上司の命を受け、室の事務を掌理する。
課	課長補佐	事務職員	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(総合教育センター)

第二条 愛知県総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)に次の表の上欄に掲げる課を置き、**総務企画課**及び**学校支援研究課**に同表の下欄に掲げる室及び所を置く。

総務企画課	総務室 企画情報推進室
学校支援研究課	農業教育共同実習所
子ども支援課	

2 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一〜四 略

五 情報システムの管理及び運営に関すること。

六 情報教育の研究及び研修に関すること。

七 その他の課の主管に属しないこと。

学校支援研究課

旧

(総合教育センター)

第二条 愛知県総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)に次の表の上欄に掲げる部を置き、各部に同表の下欄に掲げる課、室及び所を置く。

総務部	庶務課 企画管理課
研究部	経営研究室 教科研究室
研修部	企画研修室 基本研修室 農業教育共同実習所
相談部	教育相談研究室 特別支援教育相談研究室

2 前項の各部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

一〜四 略

五 その他の部の主管に属しないこと。

研究部

一及び二 略

三 略

四 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

五 農業教育の研究及び研修に関すること。

学校支援研修課

一 略

二 教育課題等の研修に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。

子ども支援課

一 略

二 教育相談及び特別支援教育の研究及び研修に関すること。

3 総務企画課の各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務室

一 三 略

四 土地、建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。

五 学校事務職員等の研修に関すること。

六 その他他の課及び室の主管に属しないこと。

企画情報推進室

一及び二 略

三 大学との連携に関すること。

一及び二 略

三 情報教育の研究及び研修に関すること。

四 略

研修部

一 略

二 教育課題等の研修に関すること（研究部及び相談部の事務分掌事項を除く。）。

三 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

相談部

一 略

二 教育相談の研究及び研修に関すること。

3 総務部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

一 三 略

四 その他他の部及び課の主管に属しないこと。

企画管理課

一及び二 略

三 学校事務職員等の研修に関すること。

四 情報システムの管理及び運営に関すること。

五 情報教育の研究及び研修に関すること。

4 学校支援研究課の農業教育共同実習所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

二 農業教育の研究及び研修に関すること。

四 土地、建物、付属設備及び物品の保全管理に関すること。

4 研究部の各室の分掌事務は、次のとおりとする。
経営研究室

一 研究事業の企画調整に関すること。

二 教育課題の研究に関すること。

教科研究室

一 教科の研究に関すること。

二 教員の行う研究の指導助言に関すること。

三 情報教育の研究及び研修に関すること。

四 教育情報の収集及び提供に関すること。

5 研修部の各室及び所の分掌事務は、次のとおりとする。

企画研修室

一 研修事業の企画調整に関すること。

二 教育課題の研修に関すること。

三 教科等の研修に関すること。

基本研修室

一 教員としての経験に応じた研修に関すること。

二 学校における職務に応じた研修に関すること。

三 大学院等への派遣研修に関すること。

農業教育共同実習所

一 農業教育に係る生徒の実習に関すること。

(職及びその職務)

第四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職員の種類	職務
総合教育センター 所長から部 部長まで 略			
課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
室	室長	事務職員	上司の命を受け、室の事務を掌理する。

一 農業教育の研修に関すること。

6 相談部の各室の分掌事務は、次のとおりとする。

教育相談研究室

一 児童及び生徒の教育相談の実施に関すること。

二 児童及び生徒の教育相談の研究及び研修に関すること。

三 教育関係職員相談の実施に関すること。

特別支援教育相談研究室

一 障害のある幼児、児童及び生徒の教育相談の実施に関すること。

二 障害のある幼児、児童及び生徒の教育相談の研究に関すること。

三 特別支援教育の研修に関すること。

(職及びその職務)

第四条 同上

組織	職名	職員の種類	職務
同上			
部	部長	事務職員	上司の命を受け、部の事務を掌理する。
課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。

所 農業教育共同実習所長以下 略	課
	課長補佐
	事務職員
	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。

同上	室
	室長
	事務職員
	上司の命を受け、室の事務を掌理する。